

中部台ケアセンター **デイケア利用料金等について**

令和6年6月改訂

介護保険料/1ヶ月につき (予防給付の方)	
要支援1	2,268単位/月
要支援2	4,228単位/月
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月
サービス提供体制加算Ⅱ (要支援1)	72単位/月
サービス提供体制加算Ⅱ (要支援2)	144単位/月
生活行為向上リハビリテーション加算 (利用開始日から6月以内)	562単位/月

その他利用料	
食材料費	600円/日
おむつ	150円
パッド	50円
紙パンツ	150円
連絡帳	231円
連絡帳入れケース	110円
薬入れ袋	110円
入浴袋	110円
タオルセット及びその他消耗品	210円
選択レクリエーション費	実費

※ 上記の金額に対して、介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) として 4.7% を掛けた金額が別途かかります。

※ 上記の金額に対して、介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) として 2.0% を掛けた金額が別途かかります。

※ 上記の金額に対して、介護職員等ベースアップ等支援加算として 1.0% を掛けた金額が別途かかります。

※ 「1単位=10.17円×自己負担割合」で計算した金額をご請求いたします。

※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合

- ① 算定要件を満たした場合
減算なし
- ② 算定要件を満たさない場合
要支援1 : 所定金額から 120単位/月 を減算
要支援2 : 所定金額から 240単位/月 を減算

延長サービスについて

19:30までの延長サービスを実施しております (有料)。

※ 左記の算定要件を満たすために

・ 3ヵ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画の見直しを行います。

・ 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用させていただきます。

介護保険料（介護給付の方）		
要介護1 675単位/回	要介護4	1,077単位/回
要介護2 802単位/回	要介護5	1,224単位/回
要介護3 926単位/回		
リハビリテーション提供体制加算		24単位/回
サービス提供体制加算Ⅱ		18単位/回
入浴介助加算（Ⅰ）		40単位/日
入浴介助加算（Ⅱ）		60単位/日
リハビリテーションマネジメント加算（イ）		
同意日の属する月から6月以内		： 560単位/月
同意日の属する月から6月超		： 240単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）		
同意日の属する月から6月以内		： 593単位/月
同意日の属する月から6月超		： 273単位/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（3ヶ月）		240単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（3ヶ月）		1,920単位/月
生活行為向上リハビリテーション加算（利用開始日から6月以内）		1,250単位/月
重度療養管理加算		100単位/日
若年性認知症利用者受入加算		60単位/日
退院時共同指導加算		600単位/回
一体的サービス提供加算		480単位/月

その他利用料	
食材料費	600円/日
おむつ	150円
パッド	50円
紙パンツ	150円
連絡帳	231円
連絡帳入れケース	110円
薬入れ袋	110円
入浴袋	110円
タオルセット及びその他消耗品	210円
選択レクリエーション費	実費

・入浴介助加算（Ⅰ）と（Ⅱ）については、いずれか一方の算定となります。

・リハビリテーションマネジメント加算（イ）と（ロ）については、いずれか一方の算定となります。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）と（Ⅱ）についても、いずれか一方の算定となります。

・短期集中個別リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算、生活行為向上リハビリテーション実施加算は、同時に複数の加算を算定することはできない為、利用者様の状態や意向、デイケア利用開始された日に応じていずれか一つを算定させていただきます。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）及び生活行為向上リハビリテーション加算は、リハビリテーションマネジメント加算（イ）（ロ）を算定している方のみが対象となります。

※ご家族様で送迎を行われた場合、片道につき47単位を引かせていただきます。

※上記の金額に対して、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として4.7%を掛けた金額が別途かかります。

※上記の金額に対して、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として2.0%を掛けた金額が別途かかります。

※上記の金額に対して、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.0%を掛けた金額が別途かかります。

※「1単位=10.17円×自己負担割合」で計算した金額をご請求いたします。

延長サービスについて

19：30までの延長サービスを実施しております（有料）。